

Yotsukai DO!

性別にかかわらず、
だれもが個人として尊重され、
個性を発揮できる社会
をめざして

第2次四街道市男女共同参画推進計画

(平成21年度～25年度)

男女共同参画社会とは

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会

1

計画の趣旨

この計画は、四街道市基本計画に掲げる「男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現」に向けて、総合的・計画的に施策の展開を図っていくことを目標に、めざす社会のすがたと現状の課題を明らかにして施策の方向を定めたものです。

2

計画の特徴

- より良い計画にするため、市民公募委員、各種団体代表者、教員、研究者などから成る四街道市男女共同参画推進協議会との協働によって策定しました。
- 男女共同参画市民意識調査（平成19年度実施）によって把握された四街道市の現状とパブリックコメント（平成21年1月実施）による市民の意見を踏まえて策定しました。
- 課題と、その解決のために実施することを、できるだけ具体的にわかりやすく表現しました。
- 着実に計画の成果を上げるために、実施する施策について成果指標と目標値・目標状態を定め、その達成状況を継続的に点検・評価していきます。

3

計画の期間

平成21年度～平成25年度までの5年間とします。

4 体系図

めざす
社会のすがた

性別にかかわらず、だれもが個人として尊重され、個性を発揮できる社会

5つの課題

施策の方向

基本的施策

課題 1
男女共同参画社会の形成のための理解の促進

- 1 男女共同参画の市民理解の促進
- 2 職場における男女共同参画の理解の促進
- 3 男女平等教育・学習の推進

- ① 市民への男女共同参画に関する学習機会の提供
- ② 市民との男女共同参画に関する情報交流
- ③ 男女共同参画に関する市民の交流の促進
- ① 男女共同参画に関する市職員・教員研修の強化
- ② 男女共同参画に関する事業所への働きかけ
- ① 性別にかかわらず可能性・個性を伸ばす教育・学習の推進
- ② 男女平等の視点に立った教育・学習の推進
- ③ 性に関する教育・学習の推進

課題 2
可能性・個性を発揮できる環境整備の促進

- 1 市政への女性の参画の促進
- 2 職場における女性の参画の促進
- 3 地域活動における女性の参画の促進
- 4 男女共同参画の視点に立った地域社会づくりの促進
- 5 女性の社会的チャレンジの支援

- ① 市女性職員の能力発揮と登用の促進
- ② 審議会等への女性委員の登用の促進
- ① 女性従業員の能力発揮と登用の促進
- ② 事業所への雇用労働に係る男女平等推進に関する働きかけ
- ③ 自営業者・農業者における男女平等推進に関する働きかけ
- ① 地域活動団体への男女共同参画社会の形成に関する働きかけ
- ① 防犯・防災における男女共同参画推進
- ② 外国人との共生における男女平等の確保
- ① 女性の社会的チャレンジを支援する相談・学習機会・情報の提供等

課題 3
家庭生活と社会生活の調和の促進

- 1 家庭生活と社会生活の両立支援
- 2 家庭と就労の両立のための職場環境の整備促進
- 3 男性の家庭・地域での活動の支援

- ① 子育て・介護等と社会での活動の両立支援の取り組み
- ① 家庭と就労の両立調和に関する事業所への働きかけ
- ① 男性への生活技術・子育て・介護等に関する相談・学習機会・情報の提供等

課題 4
人権が守られる社会の形成

- 1 女性に被害が多い暴力の防止と被害者支援のための相談・学習機会・情報の提供等
- 2 男女共同参画の視点に立った健康の確保と福祉の増進

- ① ドメスティック・バイオレンス等の防止と被害者支援のための相談の充実
- ② セクシュアル・ハラスメントの防止と被害者支援のための相談の充実
- ① 性差に配慮した健康の維持増進の取り組み
- ② 性に配慮した高齢者・障害者福祉

課題 5
男女共同参画社会の形成に取り組む体制の強化

- 1 施策の推進体制の強化
- 2 計画の成果を上げる進行管理
- 3 国・県・他市町村との連携
- 4 市民との協働

- ① 庁内における男女共同参画推進機能の強化
- ② 男女共同参画推進協議会との協働の強化
- ① 男女共同参画推進計画の成果を上げる進行管理の実施
- ① 男女共同参画社会の形成のための国・県・他市町村との連携強化
- ① 男女共同参画社会の形成のための市民との協働活動の推進

課題

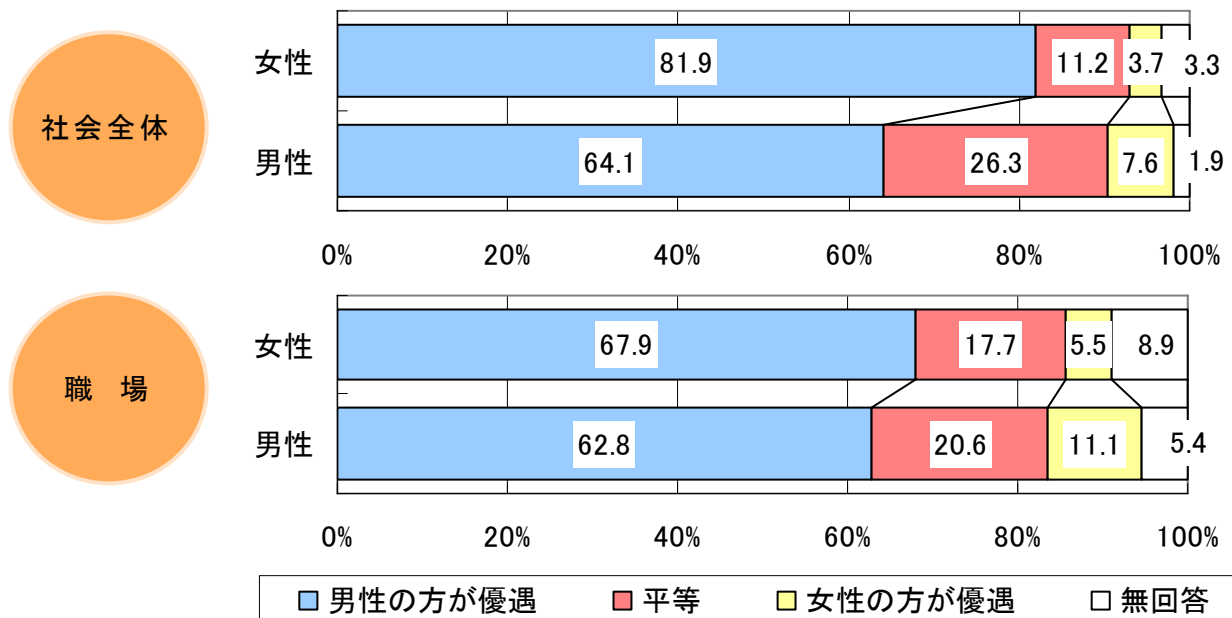
1

男女共同参画社会の形成のための理解の促進

社会生活の様々な分野で男女の地位はいまだ平等でなく、男性が優遇されていると感じている人が多いのが実状です。

こうした状況を改善し、あらゆる分野で、性別にかかわらず個性・能力を十分発揮できる社会をつくっていけるよう、情報や学習・交流機会を提供します。

男女の地位の平等感



■ 男性の方が優遇 ■ 平等 ■ 女性の方が優遇 □ 無回答
■ 女性の方が優遇＝女性の方が非常に優遇されている＋どちらかといえば女性の方が優遇されている
■ 男性の方が優遇＝男性の方が非常に優遇されている＋どちらかといえば男性の方が優遇されている

※四街道市男女共同参画市民意識調査（平成19年度）



実施する主な事業

| 事業名 | 取り組み内容 |
|----------------------|---|
| 男女共同参画に関する講座・研修の開催 | 男女共同参画に関するだれもが参加しやすい講座や研修を開催します。 |
| 市政だより、ホームページなどの活用 | 男女共同参画に関する施策等について、市政だより、ホームページに掲載するとともに感想、意見の収集に努めます。 |
| 男女共同参画に関するイベント等の開催 | 男女共同参画に関するイベント等を開催します。 |
| 男女共同参画に関する事業所への普及・啓発 | リーフレット等を配布し、事業所への普及・啓発を図ります。 |
| 男女平等の視点に立った人権尊重教育の推進 | 人権尊重教育の一環として、男女平等について学ぶ授業等を行います。 |

課題

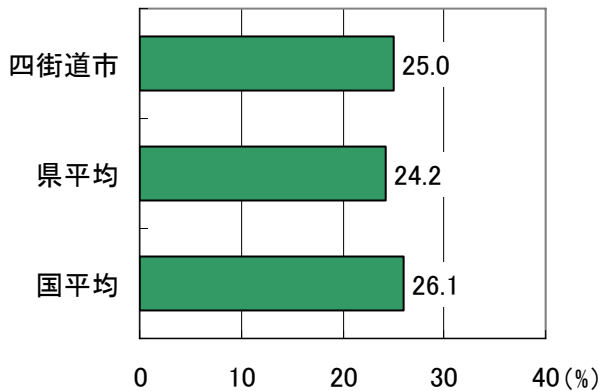
2

可能性・個性を發揮できる環境整備の促進

あらゆる分野に男女が対等に参画する社会をつくるためには、性別にかかわらず可能性を開発し、個性を發揮する機会が得られる環境を整えていく必要があります。

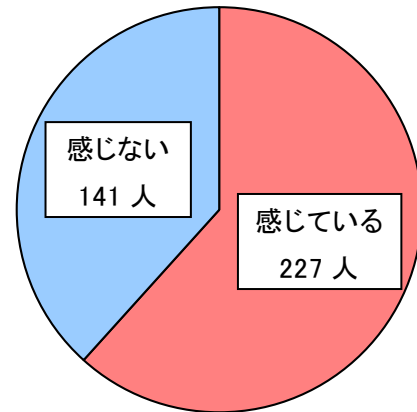
市政への女性の参画を促進するとともに、事業所、自営業・農業、地域活動などへの女性の参画を促す働きかけを行うなど、あらゆる場面で男女が対等に活躍できる環境整備を進めます。

審議会等に占める女性の割合



右から順に「市資料（H20.3.31 現在）」「県資料（H19.4.1 現在）」「内閣府男女共同参画白書（平成20年度）（H19.4.1 現在）」

職場で性別による格差を感じていますか



四街道市男女共同参画市民意識調査（平成19年度）

実施する主な事業

| 事業名 | 取り組み内容 |
|---------------------------|--|
| 女性管理職の育成・登用 | 女性管理職職員の育成・登用の推進に努めます。 |
| 審議会等への女性委員の登用の促進 | 各種審議会等委員の女性の積極的な登用を推進します。 |
| 男女平等推進企業に対する競争入札参加資格格付の実施 | 入札参加資格業者の格付について、男女平等を推進する企業の評価を行います。 |
| 農業における家族経営協定の締結促進 | 家族経営を基本とした農業において、家族の就業条件を明確化する家族経営協定の締結を促進します。 |
| 市民活動団体等の支援、情報提供 | ボランティアやNPO等の市民活動団体や活動に携わりたい市民を育成し、だれもが活動しやすい環境を作っていくとともに、情報の提供等を推進します。 |
| チャレンジ・再チャレンジ支援講座の実施 | 就職・再就職活動を目指す女性を対象に、支援講座等を開催します。 |

課題

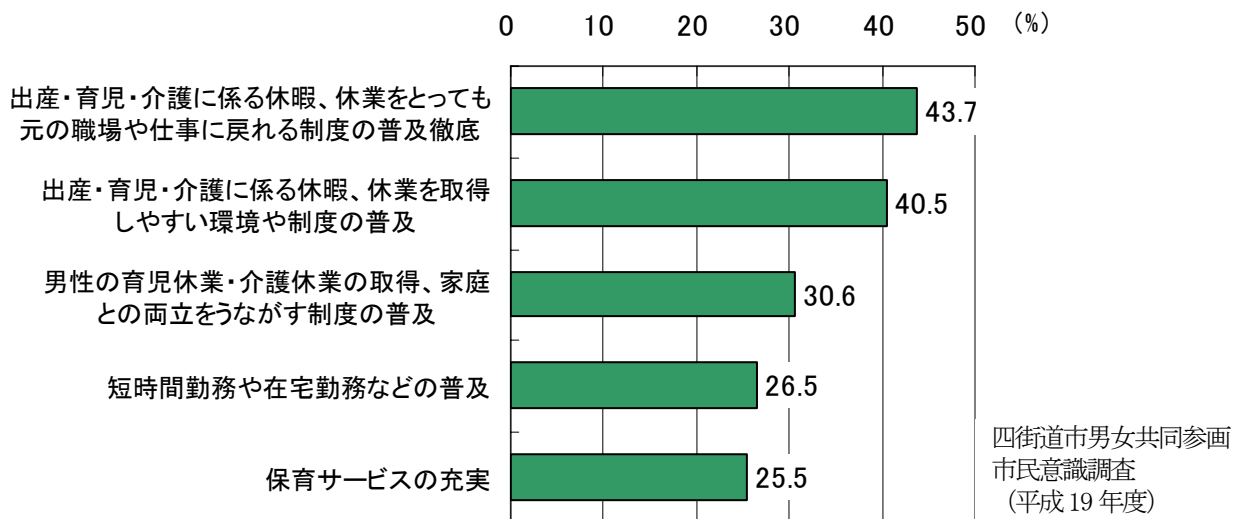
3

家庭生活と社会生活の調和の促進

誰にとっても、個性とライフステージや状況に応じたバランスで家庭生活と仕事等社会生活に関われることは、安定した暮らしと、能力の発揮を通じた自己実現を可能にする条件です。しかし、家庭生活と社会生活への関わり方には性別による偏りが見られ、女性は仕事等社会生活、男性は家庭や地域での生活に、十分な活動機会・能力開発発揮機会が得られにくい現実がありました。そのもとには、性別によって人の行動やあり方を分ける固定的な性別役割分担の慣習があったと言えます。慣習は、一人ひとりの行動の選択や意識に大きな影響を与えます。

固定的な性別役割分担の慣習が流動化し、性別にかかわらず誰もが希望する生き方を選び、家庭生活と社会生活の両立・調和を図っていくことができるよう環境を整えていきます。

職業生活と家庭生活や地域活動を両立させるために必要な取り組みは何ですか



実施する主な事業

| 事業名 | 取り組み内容 |
|-----------------------|---|
| 保育所の充実 | 多様で質の良い保育サービスの確保に努め、待機児童の減少推進など、子育て期の男女の社会生活を支援します。また、入所に関する情報提供の充実に努めます。 |
| 学童保育・こどもルームの充実 | 働く親が安心できるよう、学童保育の機能充実に努めます。 |
| 介護保険制度の内容理解に向けた啓発 | 介護保険制度の周知を図るため、広報掲載、パンフレット配布などの啓発を行います。 |
| 市民へのワーク・ライフ・バランスの普及啓発 | 講座の開催等、関係部署との連携により、市民への意識啓発に取り組みます。 |
| 事業所への家庭と就労の両立の普及・啓発 | 関係部署との連携により、事業所への意識啓発に取り組みます。 |
| 男性の家庭参画を促す講座等の実施 | 男性が家庭や地域に係わっていくことを支援する講座等を開催します。 |

課題

4 人権が守られる社会の形成

ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメント等の暴力は、被害者の心身を傷つけ、人間としての尊厳を踏みにじる不当な行為であり、犯罪的行為でもあります。これらは女性が被害者となることが多く、男女共同参画社会の形成の面からも根絶されなければなりません。

暴力を許さない環境づくりと、万一発生した場合の、保護をはじめとする被害者の支援を進めます。また、人権尊重の観点から身体の性差に配慮した健康の確保と福祉の増進に取り組んでいきます。



実施する主な事業

| 事業名 | 取り組み内容 |
|--------------------------|--|
| 緊急保護を求めるDV被害者等への支援 | 関係機関との連携を図り、被害者に適切な支援を行います。また、状況に応じて緊急一時保護の助成を行います。 |
| セクシュアル・ハラスメント防止に向けた啓発の推進 | セクシュアル・ハラスメント防止のためのポスター、パンフレットの配布の他、相談窓口の周知を行います。 |
| 健康教育、健康相談の充実 | 健康教育、健康相談の実施において、性差に配慮するとともに、年代や個々に応じたきめ細かな相談の対応に努めます。 |
| 同性介助の調査、研究 | 性差に配慮した同性介助の実態やその必要性について調査・研究を行います。 |

課題

5 男女共同参画社会の形成に取り組む体制の強化

男女共同参画社会を形成するためには、行政だけでなく、市民や団体・事業所等の理解と協力を得て、計画を効果的に進めていくことが必要です。

そのため、市の男女共同参画行政に市民の見識を反映させるための男女共同参画推進協議会と市の協働をより充実させます。また、男女共同参画推進計画を着実に推進し、その成果を上げるため、計画の進捗状況の把握や事業評価等の進行管理を行います。

また課題の解決や施策の実施にあたっては、国・県・他市町村との連携を図るとともに、市民との協働による取り組みを進めます。



実施する主な事業

| 事業名 | 取り組み内容 |
|--------------------|--|
| 男女共同参画推進計画の進行管理の実施 | 男女共同参画推進計画の計画事業について、進捗調査を実施し、適正な進行管理に努めます。 |
| 国・県との連携 | 国・県との連携を密にし、協力して課題解決に取り組めます。 |
| 市民参加による男女共同参画推進の拡充 | 男女共同参画推進協議会、男女共同参画フォーラム実行委員会等について一層の市民公募、市民参加を推進します。 |

主な成果指標と目標値

| 課題 | 番号 | 成果指標 | 基準値 (現状) | 目標値・目標状態 (平成25年) |
|-----|----|---|--|-----------------------------------|
| 課題1 | 1 | 社会全体の中で男女の地位は平等であると思う人の割合 | 女性：11.2% 男性：26.3% H19年度 | 女性：17.0% 男性：28.0% 調査ごとに増加する |
| | 2 | 職場の中で男女の地位は平等であると思う人の割合 | 女性：17.7% 男性：20.6% H19年度 | 女性：20.0% 男性：32.0% 調査ごとに増加する |
| 課題2 | 3 | 市管理職に占める女性の割合／市職員に占める女性の割合 | 課長級以上0.2 H19年度末現在 | 0.36 「1」に近づく方向で変化する |
| | 4 | 審議会等委員に占める女性の割合 | 25.0% H19年度末現在 | 30.0% 年々増加する |
| | 5 | 家族経営協定締結農家数 | 12戸 H19年度末現在 | 年々増加する (年1戸以上増加する) |
| 課題3 | 6 | 家庭生活のための時間が取れていると感じている人の割合 | | 女性：88.0% 男性：80.0% 調査ごとに増加する |
| | 7 | 家事諸項目（食事・掃除洗濯）の担当者が「夫婦とも同じ程度」と回答した人の割合 | 女性：3.9% 男性：9.4% H19年度（2項目平均） | 女性：4.0% 男性：10.0% 調査ごとに増加する |
| 課題4 | 8 | DVの被害経験（精神的、肉体的、性的）があると回答した女性の割合 | 精神的暴力：7.1% 肉体的暴力：3.9% 性的暴力：3.0% H19年度 | 調査ごとに減少する |
| | 9 | セクシュアル・ハラスメントの被害経験（職場、学校、地域）があると回答した女性の割合 | 職場で：26.4% 学校で：4.5% 地域で：5.1% H19年度 | 調査ごとに減少する |
| 課題5 | 10 | 男女共同参画推進計画の進行状況についての公表の実施 | 0回 H20年度まで未実施 | 年1回公表する |



四街道市 経営企画部 政策推進課

〒284-8555 四街道市鹿渡無番地

電話：043(421)6161 Eメール：seisaku@city.yotsukaido.chiba.jp

ホームページ：http://www.city.yotsukaido.chiba.jp/